

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成28年11月22日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
堀明人

- 1 当該通知があった日
平成 28 年 11 月 1 日
- 2 監査の結果を公表した日
平成 28 年 9 月 16 日（宇治市監査委員公表第 7 号）
- 3 当該通知に係る事項
次のとおり

監査対象 政策経営部行政経営課
監査期間 平成28年5月2日～平成28年6月23日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 報償費支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	以後適正に処理するよう、報償費の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内会議においても全職員に徹底しました。
2 委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	以後適正に処理するよう、委託料の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内会議においても全職員に徹底しました。